

第六十三回国会 参議院内閣委員会 會議録第五号

昭和四十五年三月十七日(火曜日)
午前十時三十四分開会

委員の異動

三月十二日

辞任

玉置 猛夫君

補欠選任

木島 義夫君

三月十七日

辞任

木島 義夫君

補欠選任

玉置 猛夫君

出席者は左のとおり。

委員長

西村 尚治君

理事

石原幹市郎君

委員

八田 一朗君

足鹿 覺君

上田 哲君

佐藤 隆君

柴田 榮君

玉置 猛夫君

長屋 茂君

山崎 昇君

峯山 昭範君

片山 武夫君

岩間 正男君

国務大臣

外務大臣 愛知 揆一君

運輸大臣 橋本登美三郎君

国務大臣 山中 貞則君

政府委員

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

青鹿 明司君

総理府総務副官長 湊 徹郎君

官 宮内庁次長 瓜生 順良君

皇室経済主管 並木 四郎君

通商産業省通商局長 原田 明君

運輸大臣官房長 鈴木 珊吉君

事務局側 常任委員会専門員 相原 桂次君

本日の会議に付した案件

○運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(昭和四十五年度総理府本府関係予算に関する件)

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○国務大臣(橋本登美三郎君) このたび運輸大臣を拝命しました橋本でございます。今後ともよろ

しく御指導のほどお願いいたします。

ただいま議題となりました運輸省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近におけるわが国経済の発展は著しく、その動脈ともいべき運輸の経済、社会における役割はますます重要性を高めております。このような情勢に対処するため、運輸省におきましては、経済、社会の発展に先行して、運輸の進むべき道を明らかにするための政策立案機能の充実とともに、運輸に関する安全の確保、公害の防止に関する行政の一層の強化が必要となっております。

このような新しい行政需要については、可能な限り行政事務の整理簡素化を行なうとともに、機構の統廃合を行ない、これにより生じた余力を充てるよう配慮いたしました。以上の趣旨により、今回の改正を行なうものでございます。

改正の第一点は、本省の政策立案機能の充実をはかるため、現在官房に七名置かれております政策計画官を一名増員することとし、これに充てるため海運局船舶整備公団監理官を廃止するものでございます。

改正の第二点は、政策立案に資するため、本省に附属機関として運輸政策審議会及び運輸技術審議会を設置するとともに、既存の審議会について整理統合を行なうものでございます。

運輸政策審議会は、運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の策定について調査審議することとを目的とし、運輸技術審議会は、運輸省の所管行政に関する技術の開発、改良及び普及について調査審議することとを目的としております。

期間の限定等、既存の審議会について整理統合を行なうこととしております。

改正の第三点は、地方の実態に応じた陸運局における企画に資するため、現在道路運送に関する重要事項を調査審議する機関として陸運局に置かれております自動車運送協議会を発展的に解消し、鉄道をも含めた地方における陸上交通に関する諸問題を調査審議する機関として、陸運局の附属機関の地方陸上交通審議会を設置するものでございます。

改正の第四点は、船舶技術研究所の次長及び北九州支所並びに気象庁の気象測器製作所を廃止する一方、激増する自動車事故、排気ガスによる大気汚染等に対処し、安全、公害にかかわる技術開発を一層促進するため、現在船舶技術研究所に置かれております陸運及び航空に関する技術研究の部門を独立させ、安全の確保、公害の防止に重点を置いた研究機関として、本省の付属機関の交通安全公害研究所を設置するものでございます。

改正の第五点は、行政の近代化、効率化の要請にこたえるため、職員等に対する研修を統一的かつ効果的に実施する機関として、本省の付属機関の運輸研修所を設置するものでございます。

改正の第六点は、船腹の増大に伴い需要が増大しております船員の養成を促進するため、現在の海員学校十校に加えて、新潟県村上市に村上海員学校を本省の付属機関として設置するものでございます。

以上がおもな改正点でございますが、このほか、事務配分の合理化等、所要の改正を行なうものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(西村尚治君) 本案に対する審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(西村尚治君) 山中総理府総務長官、漢総理府総務副長官から、それぞれ発言を求められております。これを許します。山中総理府総務長官。

○國務大臣(山中貞則君) 私は、先般の内閣改造で、数少ない新人大臣として入閣いたしました山中でございます。ふだんお見知りおきの若僧でございますので、よろしく御叱正並びに御教導のほどをお願い申し上げます。次第でございます。

○委員長(西村尚治君) 漢総理府総務副長官。

○政府委員(漢総理府) 私は、過般総理府総務副長官を拝命いたしました漢総理府であります。浅学非才、未熟者でございますが、長官と一緒に当面の問題に全力を尽くしたいと思っておりますので、今後ともひとつ御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。よろしく御願いたします。

○委員長(西村尚治君) 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査のうち、昭和四十五年総理府本府関係予算に関する件を議題といたします。

総理府総務長官より説明を聴取いたします。山中総理府総務長官。

○國務大臣(山中貞則君) 昭和四十五年総理府本府の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたします。

昭和四十五年総理府本府の歳出予算要求額は、二千八百八十六億三千八百三十四万八千円でありまして、これを前年度歳出予算額二千五百三十八億三千五百四十二万八千円に比較いたしますと、三百四十八億二百九十二万円の増額となっております。

総理府本府の歳出予算要求額は、総理府内部部

局及び付属機関のほかに、青少年対策本部、日本学術会議、近畿圏整備本部及び中部圏開発整備本部の機関に関するものであります。そのおもなる経費について、以下予定経費要求書の順に従って申し上げます。

政府施策に関する広報活動の積極的推進に必要な経費十六億一千五百八十三万九千円、栄典の授与に関する経費二億九千五百八十八万五千円、恩給の支給に必要な経費二千七百四十二億七千三百四十七万一千円、昭和四十五年国勢調査に必要な経費五十六億五千七百三十四万二千円、青少年対策本部に必要な経費九億七千二百八十八万八千円、日本学術会議に必要な経費三億四千九百六十二万二千円、近畿圏整備本部に必要な経費一億七百五十六万一千円、中部圏開発整備本部に必要な経費七千六百七十四万四千円等であります。

次に、その概要を御説明いたします。

政府施策に関する広報活動の積極的推進に必要な経費は、広報媒体の拡充強化及び世論調査実施等のための経費でありまして、前年度に比較して二億八千五百六十六万円の増額となっております。

栄典の授与に関する経費は、春秋叙勲、戦没者叙勲、経常的に行なう死没者及び外国人に対する叙勲、定例未伝達勲章等の授与、褒章の授与等に必要な褒賞品製造のための経費でありまして、前年度に比較して六億九千七百三十三万二千円の減額となっております。これは、戦没者叙勲の件数の減によるものであります。

恩給の支給に必要な経費は、恩給法等に基づいて、文官、旧軍人及びその遺族等に対して恩給を支給し、また国会議員互助年金法に基づいて、退職した国会議員及びその遺族に対して互助年金等を支給するための経費でありまして、昭和四十五年におきましては、新規裁定による増加、失権に伴う減少並びに昭和四十四年度に実施した恩給金額の改定の平年度化のほか、新たに恩給金額の改定、公務扶助料の倍率引き上げ等の措置に要する経費を計上しておりますために、前年度に比較して二百九十一億五千四百八十四万四千円の増額とな

っております。

昭和四十五年国勢調査に必要な経費は、統計法に基づいて、昭和四十五年十月一日午前零時におけるわが国内の人口の状態を把握し、もって各種行政施策の基礎資料を得るための経費でありまして、五十六億五千七百三十四万二千円が計上されております。

青少年対策本部に必要な経費は、青少年問題の研究調査、少年補導のためのセンター運営費補助、青少年健全育成推進事業、青年の国際交流、青少年指導者の養成確保及び国民健康体力増強等のための経費でありまして、前年度に比較して二億二千七百三十三万三千円の増額となっております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査、国際共同事業の協力に関する業務の推進等のための経費でありまして、前年度に比較して六千八百九十万五千円の増額となっております。

近畿圏整備本部に必要な経費は、近畿圏整備法に基づいて、近畿圏の整備に関する総合的な計画の作成及びこれに必要な調査のための経費でありまして、前年度に比較して一千二百六十九万九千円の増額となっております。

中部圏開発整備本部に必要な経費は、中部圏開発整備法に基づいて、中部圏の開発及び整備に関する総合的な計画の作成及びこれに必要な調査のための経費でありまして、前年度に比較して八百五十一万五千円の増額となっております。

なお、以上のほかに、前年度は、総理府に計上されておりましたが、昭和四十五年は、総理府の外局として要求しております沖繩・北方対策庁関係予算について御説明申し上げます。

沖繩・北方対策庁に必要な経費は二百六十七億五千六百六十二万九千円でありまして、これは、琉球政府の行政運営費に対する援助、沖繩における社会福祉、医療対策の整備充実、学校施設の整備等、教育水準の向上、復興記念事業を中心とする道路整備等の産業基盤の整備、産業経済の振興開発のための援助等に要する経費並びに南方同胞

援護会及び北方領土問題対策協会に対する補助等のための経費並びにこれらの諸施策を強力に推進するための沖繩・北方対策庁の設置等に必要経費であります。昭和四十七年における沖繩の復興に関する施策を一段と推進するとともに経済、社会の画期的開発、発展をはかることとし、前年度に比較して百九億一千六百九十六万九千円の増額となっております。

以上をもちまして、昭和四十五年総理府及び沖繩・北方対策庁の歳出予算要求額の説明を終わります。

○委員長(西村尚治君) 本件に関する本日の調査は、この程度といたします。

○委員長(西村尚治君) 次に、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、総理府設置法の一部を改正する法律案、恩給法等の一部を改正する法律案、三案を一括議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。山中総理府総務長官。

○國務大臣(山中貞則君) ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

内廷費及び皇族費の定額は、皇室経済法施行法第七条及び第八条の規定により、現在、内廷費は八千四百万円、皇族費は七百二十万円となっております。これは昭和四十三年四月に改定されたものであります。その後の経済事情なかならず物価の上昇及び二回にわたる国家公務員給与の引き上げ等の情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費について、物件費及び人件費の増加を考慮し、内廷費の定額を九千五百万円、皇族費算出の基礎となる定額を八百三十万円にいたしたいと存じます。以上がこの法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。

次に総理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

第一は、総理府の付属機関のうち、「輸出会議」を「貿易会議」と名称を変更し、輸入等についても調査審議の対象としたことである。

輸出会議は、政府及び民間の意思を統一して輸出振興を期するため、昭和三十七年に総理府に設置されたものでありますが、以来わが国の輸出の振興に上きわめて重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、近年に至り、発展途上国との貿易アンバランスの拡大、わが国の経済発展を維持するための資源確保の問題等、わが国の輸入面における対策を必要とする問題が発生し、世界貿易の発展との調和をはかりつつ、わが国輸出の持続、安定的な拡大をはかるためにも、これらの問題に対して積極的な方策を講ずることが必要となつております。

このような見地から、昨年六月に開催された輸出会議におきましては、輸出会議を貿易会議に改組し、輸入をも含めた総合的な貿易推進体制の確立を急ぐべき旨の意見が出されたところでありましたが、その後、政府内部において検討を重ね、ここに総理府設置法の一部を改正することとしてこの法律案を提案することとした次第であります。

なお、貿易外取引につきましても、従来、海運、航空及び観光に関する取引のうち、わが国が外貨を獲得する部分のみを輸出会議の審議事項としておりましたが、貿易会議において輸入を審議することにあわせて、貿易外取引についても受け払い全体について調査審議することと改めております。

第二は、総理府の付属機関のうち、同和対策協議会の設置期限を昭和四十九年三月三十一日まで四年間延長するものであります。

同和対策協議会は、同和対策として推進すべき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するものに関する基本的事項を調査審議することを目的とし、総理府の付属機関として設けられたものであります。その設置期限は、昭和四十五年三月三十一日までとされております。

同協議会では、同和対策の推進のため終始熱心かつ慎重な審議が行なわれてきたのであります。が、昨年七月に制定された同和対策事業特別措置法及び同時に策定を見た同和対策長期計画につきましても、同協議会の意見を承りながらその立案を行なつてまいつたものであります。

この特別措置法は十年間の時限立法であり、長期計画もこの期間に見合った計画となつておりまして、十年間のうちに同和問題の解決に十分な成果をあげるため、関係各省が今後とも鋭意努力を傾けていかなければならないことはもちろんであります。特に長期計画の前期五年間においては、施策全般について社会的経済的事情を考慮し、必要な調整をはかりつつおくれた部門の施策の推進につとめることとされており、これが円滑な推進につき協議する機関として引き続き同和対策協議会を存置し、その設置期限を長期計画の前期五年間に見合せて、昭和四十九年三月三十一日までと改めることが必要であると考えた次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

最後に、恩給法等の一部を改正する法律案につきては、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

恩給年額につきましては、恩給審議会の答申の趣旨を尊重し、昭和四十二年までのいわゆる経過措置として、昭和四十四年十月に行なわれた恩給増額の恩給増額割合を補正するとともに、昭和四十三年度における消費者物価、公務員給与の上昇等を考慮し、本年十月以降、現在の恩給年額の八・七五増の額に増額することとしたそうとするものであります。

その第二点は、遺族、傷病者及び老齢者の恩給の改善であります。

遺族、傷病者及び老齢者の置かれております立場を考慮いたしまして、その恩給について次のような改善措置をいたそうとするものであります。

その一は、公務扶助料の倍率の改善であります。旧軍人の公務扶助料の年額を算出する場合における普通扶助料年額に対する割り増し率、いわゆる倍率、四三・二割ないし二一・六割を、四六・一割ないし二三・〇割に引き上げるとともに、文官の公務扶助料の倍率についてもこれに準じて改善しようとするものであります。

その二は、増加非公務扶助料の倍率の改善であります。増加恩給を受けている者が公務以外の原因で死亡した場合に、その遺族に給される扶助料の倍率は、公務扶助料の倍率の六割程度となつていますが、これを、右の公務扶助料の新倍率の七割五分相当の率となるよう改善しようとするものであります。

その三は、特例扶助料の倍率の改善であります。大東亜戦争以後、内地、朝鮮、台湾等で職務に関連する事由によつて死亡した旧軍人等の遺族に給される特例扶助料の倍率を、増加非公務扶助料の倍率の改善に準じて改めようとするものであります。

その四は、傷病恩給の年額の改善であります。傷病恩給の年額を、倍率改善による兵の公務扶助料年額の引き上げに準じて改善しようとするものであります。

その五は、老齢者等の恩給年額についての特例であります。恩給の基礎となる職年に入算されている実在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限以上であるものの年額につきましても、普通恩給の年額が九万六千円未満であるときは、これを九万六千円とし、扶助料の年額が四万八千円未満であるときは、これを四万八千円とすることにいたします。これを七十歳以上の者及び扶助料を受ける七十歳未満の妻子については、この九万六千円を十二万円に、四万八千円を六万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

その第三点は、琉球政府職員にかかる恩給の基礎俸給の改善であります。

琉球政府職員を退職したことにより恩給を受けている者の恩給年額計算の基礎となる仮定俸給につきましても、本土公務員の恩給との均衡を考慮し、その格づけを三号俸引き上げようとするものであります。

その第四点は、南西諸島等において抑留された旧軍人等の在職年に対する加算措置であります。終戦後、南西諸島、小笠原諸島及び千島列島において抑留された旧軍人、旧軍人または旧軍属の在職年を計算する場合におきましては、海外において抑留された旧軍人等と同様に、その抑留期間の一月について一月の加算年に準ずる在職年の割り増しをしようとするものであります。

その第五点は、教育職員から文官等に転じた者にかかる勤続加給条件の緩和であります。教育職員としての勤続在職年が普通恩給についての最短恩給年限以上である場合の恩給年額については、その最短年限をこえる期間についての勤続加給がありますが、教育職員が教育事務に従事する文官等に転任し、さらに引き続き教育職員となつた場合には、前後の同程度の学校の教育職員としての在職は勤続するものとみなして、この勤続加給を認めようとするものであります。

その第六点は、海外拘禁期間に対する加算措置であります。日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により海外において拘禁された者の在職年を計算する場合におきましては、海外において抑留された旧軍人等についてのいわゆる抑留加算との均衡を考慮し、その拘禁期間の一月について一月の加算年に準ずる在職年の割り増しをしようとするものであります。

その第七点は、旧日本医療団職員期間の通算条件の緩和であります。旧日本医療団の職員であつた者が戦後医療団の業務が政府へ引き継がれたことに伴つて公務員となつたものの恩給の基礎となる在職年を計算する場合に

おきましては、普通恩給についての最短恩給年限に達するまでを限度としてその職員期間を通算することとしておりますが、この制限を廃止しようとするものであります。

その第八点は、旧国際電気通信株式会社の社員期間の通算であります。

旧南洋庁の公務員であった者で、同庁の電気通信業務が昭和十九年五月一日に旧国際電気通信株式会社に引き継がれたことに伴い同社の社員となったものにつきましては、その社員期間を公務員期間に通算しようとするものであります。

右の措置のほか、恩給年額の増額措置に伴いまして、恩給外の所得による普通恩給の停止に関する基準を改めるとともに、その他所要の改正をすることといたしております。

なお、以上述べました措置は、すべて昭和四十五年十月一日から実施することといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要であります。以上三件につきまして、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(西村尚治君) 三案に対する審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(西村尚治君) 外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。愛知外務大臣。

○國務大臣(愛知揆一君) ただいま議題となりました外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

外交政策の企画立案機能の一その強化拡充をはかるため、調査部がこれを行なうことを明文化するものであります。

また、在外公館に關しましては、ブラジルの首都移転に伴う在ブラジル日本大使館の所在地名の変更と、在リオデジャネイロ総領事館の設置、昭和四十三年九月に独立したスワジランドへの兼轄大使館の新設、昨年五月のわが国の軍縮委員会加入に伴う軍縮委員会日本政府代表部の設置及び在レングラーデ総領事館の設置を規定したものであります。

次に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正におきましては、以上に述べました新設四公館に勤務する職員に支給する在動手当の額を定めるとともに、公館所在地の変更等、勤務、生活条件の著しい変動に対応するため、在ブラジル日本大使館の在動基本手当の額並びに在インドネシア、パキスタンの各日本大使館及び在ジャカルタ日本総領事館の住居手当の限度額をそれぞれ改正するものであります。

何とぞ本案につきまして慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(西村尚治君) 本案に対する審査は後日に譲りたいと存じます。

次回は三月十九日、午前十時三十分開会の予定でございます。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十八分散会

三月十三日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、兵庫県村岡町及び美方町の寒冷地引上げに関する請願(第六二二号)(第七〇八号)
- 一、兵庫県千種町の寒冷地引上げに関する請願(第六一三三号)(第七〇九号)
- 一、兵庫県山崎町の寒冷地引上げに関する請願(第六一四四号)(第七一〇号)
- 一、兵庫県安富町の寒冷地引上げに関する請願(第六一五五号)(第七一一号)

- 一、兵庫県豊岡市の寒冷地引上げに関する請願(第六一六六号)(第七一二号)
- 一、兵庫県香住町の寒冷地引上げに関する請願(第六一七七号)
- 一、消費者保護行政の確立に関する請願(第六二五五号)(第六七二七号)(第七〇六六号)
- 一、国防省設置に関する請願(第六四二一六号)(第六七七七号)
- 一、人事行政の厳正に関する請願(第六四二二二号)(第六七八八号)
- 一、山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願(第六四四四号)(第六九〇〇号)
- 一、滋賀県秦荘町の寒冷地引上げに関する請願(第六四六六号)(第六四七七号)
- 一、滋賀県虎姫町の寒冷地引上げに関する請願(第六四八八号)
- 一、滋賀県高島町の寒冷地引上げに関する請願(第六四九九号)
- 一、滋賀県山東町の寒冷地引上げに関する請願(第六五〇〇号)
- 一、滋賀県高月町の寒冷地引上げに関する請願(第六五一〇号)
- 一、滋賀県土山町の寒冷地引上げに関する請願(第六五二二号)
- 一、滋賀県五箇荘町の寒冷地引上げに関する請願(第六五三三号)
- 一、滋賀県高島郡朽木村の寒冷地引上げに関する請願(第六五四四号)
- 一、滋賀県信楽町の寒冷地引上げに関する請願(第六五五五号)
- 一、一世一元制の法制化促進に関する請願(第七〇五五号)
- 一、元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済

年金通算等に関する請願(第七八四号)(第七八五号)

第六二二号 昭和四十五年二月二十七日受理
兵庫村岡町及び美方町の寒冷地引上げに関する請願(二通)

請願者 兵庫豊岡市宮井一、〇六三 綿田哲太郎外一名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三五三三号と同じである。

第七〇八号 昭和四十五年三月二日受理
兵庫村岡町及び美方町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 兵庫豊岡市北二、五七七 西山泰正
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三五三三号と同じである。

第六一三三号 昭和四十五年二月二十七日受理
兵庫千種町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 兵庫豊岡市昭和町二ノ二四 加藤晴男
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三六二二号と同じである。

第七〇九号 昭和四十五年三月二日受理
兵庫千種町の寒冷地引上げに関する請願(二通)

請願者 兵庫豊岡市河合八八七 森垣哲男外一名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三六二二号と同じである。

第六一四四号 昭和四十五年二月二十七日受理
兵庫山崎町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 兵庫豊岡市木内八〇四 竹中義行

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。

第七一〇号 昭和四十五年三月二日受理
兵庫県山崎町の寒冷地引上げに関する請願（二通）
請願者 兵庫県豊岡市佐野五一 島井梅男
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。

第六一五号 昭和四十五年二月二十七日受理
兵庫県安富町の寒冷地引上げに関する請願（一通）
請願者 兵庫県豊岡市今森一一一 森垣章
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三六五号と同じである。

第七一一号 昭和四十五年三月二日受理
兵庫県安富町の寒冷地引上げに関する請願
請願者 兵庫県豊岡市加陽三六四 小西明男
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三六五号と同じである。

第六一六号 昭和四十五年二月二十七日受理
兵庫県豊岡市の寒冷地引上げに関する請願（二通）
請願者 兵庫県豊岡市小島一四三 鈴谷房夫 外六十九名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第七一二号 昭和四十五年三月二日受理
兵庫県豊岡市の寒冷地引上げに関する請願
請願者 兵庫県豊岡市大磯町五ノ二五 松岡益蔵 外三十二名

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三六七号と同じである。

第六一七号 昭和四十五年二月二十七日受理
兵庫県香住町の寒冷地引上げに関する請願
請願者 兵庫県豊岡市泉町四ノ五 小林哲夫
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第四四一号と同じである。

第六二五号 昭和四十五年二月二十七日受理
消費者保護行政の確立に関する請願
請願者 神戸市生田区三宮町一ノ一 神戸生活科学センター 気付兵庫県生活科学促進グループ内 駒津展子
紹介議員 横山 フク君
この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第六七一号 昭和四十五年二月二十八日受理
消費者保護行政の確立に関する請願
請願者 神戸市生田区三宮町一ノ一 神戸生活科学センター 気付兵庫県生活科学促進グループ内 本間千代子
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第七〇六号 昭和四十五年三月二日受理
消費者保護行政の確立に関する請願
請願者 神戸市生田区三宮町一ノ一 神戸生活科学センター 気付兵庫県生活科学促進グループ内 前城町子
紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第二三一号と同じである。

第六四一号 昭和四十五年二月二十七日受理
国防省設置に関する請願（一通）
請願者 青森市羽白字沢田二 神守夫 外三十名

紹介議員 津島 文治君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第六六〇号 昭和四十五年二月二十七日受理
国防省設置に関する請願
請願者 徳島市伊月町二ノ一 池田亮一 外三十一名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第六七七号 昭和四十五年二月二十八日受理
国防省設置に関する請願
請願者 徳島市中前川町五ノ七 武市哲夫 外四十名
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第六四二号 昭和四十五年二月二十七日受理
人事行政の厳正に関する請願（二通）
請願者 青森市羽白字沢田二 神守夫 外三十一名
紹介議員 津島 文治君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六六一号 昭和四十五年二月二十七日受理
人事行政の厳正に関する請願
請願者 徳島市伊月町二ノ一 池田亮一 外三十一名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六七八号 昭和四十五年二月二十八日受理
人事行政の厳正に関する請願
請願者 徳島県鳴門市瀬戸町明神 松本清一 外三十八名
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第六四四号 昭和四十五年二月二十七日受理
山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願
請願者 山形市城北町一ノ一七ノ一 三山形県職員労働組合社会保険支部内 小林健幸 外二名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第六九〇号 昭和四十五年三月二日受理
山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願
請願者 山形県飽海郡遊佐町大字遊佐町字舞鶴二一 遊佐町職員組合内 佐々木正吉 外二名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第七一五号 昭和四十五年三月三日受理
山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願
請願者 山形市鉄砲町二ノ一〇ノ七五 県職労東南村山支部山形農業改良普及所分會内 軽部序治
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第七一六号 昭和四十五年三月三日受理
山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願（二通）
請願者 山形県鶴岡市大宝寺町三ノ七 全農林労働組合山形県本部鶴岡分會内 小林武外一名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第七一七号 昭和四十五年三月三日受理
山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願

する請願(一通)

請願者 山形県酒田市新橋二ノ一ノ一三酒田農業改良普及所内 佐藤幸作外一名

紹介議員 竹田 現昭君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第七一八号 昭和四十五年三月三日受理

山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願(四通)

請願者 山形県長井市小出二、三二七山形県教職員組合西置賜地区支部内 和田幸雄外三名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第七七六号 昭和四十五年三月四日受理

山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願

請願者 山形県寒河江市南町二ノ二ノ二五全通西村山支部内 安達裕外二名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第七八〇号 昭和四十五年三月四日受理

山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願

請願者 山形県西村山郡河北町谷地東六六九県立河北病院内 柴田秀夫

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第七八一号 昭和四十五年三月四日受理

山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願(四通)

請願者 山形県米沢市中央一ノ一三ノ四八全通信労働組合米沢地方支部内板谷成治外三名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第七八二号 昭和四十五年三月四日受理

山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願(五通)

請願者 山形県村山市大字橋岡三、五八六村山郵便局内 渡部信男外四名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第七八三号 昭和四十五年三月四日受理

山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願(六通)

請願者 山形県天童市大字蔵増市立第三中学校内 石山光之助外五名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第七八九号 昭和四十五年三月五日受理

山形市、天童市及び上山市の寒冷地引上げに関する請願

請願者 山形県上山市橋下一五橋下郵便局内 栗野初外三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第六四五号 昭和四十五年二月二十七日受理

滋賀県彦根市の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県彦根市金亀町八ノ二彦根市教育委員会内 小林重幸

紹介議員 西村 関一君

滋賀県彦根市の寒冷地を三級地に、すみやかに引き上げられたい。

第一、二、三項は、第一〇四号と同じである。

第六四六号 昭和四十五年二月二十七日受理

滋賀県秦荘町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県愛知郡秦荘町秦荘町議会議長 北川弥太郎

紹介議員 西村 関一君

滋賀県愛知郡秦荘町の寒冷地を三級地に、すみやかに引き上げられたい。

第一、二、三項は、第一〇四号と同じである。

第六四七号 昭和四十五年二月二十七日受理

滋賀県秦荘町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県愛知郡秦荘町秦荘町長 中村久五郎

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第六四六号と同じである。

第六四八号 昭和四十五年二月二十七日受理

滋賀県虎姫町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県東浅井郡虎姫町虎姫町長 村上三三

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県東浅井郡虎姫町の寒冷地を五級地に、すみやかに引き上げられたい。

第一、二、三項は、第一〇四号と同じである。

第六四九号 昭和四十五年二月二十七日受理

滋賀県高島町の寒冷地引上げに関する請願(二通)

請願者 滋賀県高島郡高島町大字勝野五七七高島町長 清水鉄三郎外一名

紹介議員 奥村 悦造君

滋賀県高島郡高島町の寒冷地を四級地に、すみやかに引き上げられたい。

第一、二、三項は、第一〇四号と同じである。

第六五〇号 昭和四十五年二月二十七日受理

滋賀県山東町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県坂田郡山東町山東町長 山本博一

紹介議員 西村 関一君

滋賀県坂田郡山東町の寒冷地を五級地に、すみやかに引き上げられたい。

第一、二、三項は、第一〇四号と同じである。

第六五一号 昭和四十五年二月二十七日受理

滋賀県高月町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県伊香郡高月町高月町議会議長 山岡甚左

紹介議員 西村 関一君

滋賀県伊香郡高月町の寒冷地を五級地に、すみやかに引き上げられたい。

第一、二、三項は、第一〇四号と同じである。

第六五二号 昭和四十五年二月二十七日受理

滋賀県土山町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡土山町土山町議会議長 中村昌次郎

紹介議員 西村 関一君

滋賀県甲賀郡土山町の寒冷地を二級地に、すみやかに引き上げられたい。

第一、二、三項は、第一〇四号と同じである。

第六五三号 昭和四十五年二月二十七日受理

滋賀県五箇荘町の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県神崎郡五箇荘町大字竜田二ノ三五五箇荘町議会議長 深尾武雄

紹介議員 西村 関一君

滋賀県神崎郡五箇荘町の寒冷地を二級地に、すみやかに引き上げられたい。

第一、二、三項は、第一〇四号と同じである。

第六五四号 昭和四十五年二月二十七日受理

滋賀県高島郡朽木村の寒冷地引上げに関する請願

請願者 滋賀県高島郡朽木村朽木村長 新保賢治

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第六〇四号と同じである。

第六五五号 昭和四十五年二月二十七日受理
滋賀県信楽町の寒冷地引上げに関する請願（二通）

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町信楽町長 中
西保太郎外一名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第六〇五号と同じである。

第七〇五号 昭和四十五年三月二日受理
一世一元制の法制化促進に関する請願（十一通）

請願者 福岡県田川郡添田町大字津野 宮
内隆章外四百二十三名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七八四号 昭和四十五年三月五日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通

算等に関する請願（二通）

請願者 東京都小金井市前原三ノ一七ノ一
八 大木正夫外一名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第七八五号 昭和四十五年三月五日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通

算等に関する請願（二通）

請願者 東京都杉並区上井草一ノ一八ノ一
九 松原春吉外一名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第七九号と同じである。

第三号中正額

ペシ 段 行 誤

艦船 正

五 一 艦船
一 誤り
一 しまして
としまして

昭和四十五年三月二十日印刷

昭和四十五年三月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局